

岩手県告示第407号

平成29年4月17日付け官報第7000号登載保安林の指定施業要件を変更する件（平成29年農林水産省告示第664号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成29年5月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨

(1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 奥州市

(2) 所在が不明である通知の相手方 佐藤勝實、佐藤金見、佐藤省三、菅原庶、高橋一郎、高橋恭二、高橋源之助、高橋サツキ、高橋常雄、高橋秀雄、高橋万四郎、宮本四郎

2 通知の内容を掲示した場所 奥州市役所